

# 福岡県医師会母体保護法指定医師審査規則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条に定める指定医師（以下「指定医師」という）に関する必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 母体保護法指定医師審査委員会

(設 置)

第2条 福岡県医師会定款第56条の定めに基づき、母体保護法指定医師審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。

(会 務)

第3条 この委員会は、福岡県医師会長の諮問に応じて、指定医師の審査及び母体保護法に関する必要事項を調査審議し、答申又は建議するものとする。

2 委員会は、必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。

(構 成)

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 日本産婦人科医会を代表する委員
- (2) 日本産科婦人科学会を代表する委員
- (3) 各ブロックを代表する委員
- (4) 福岡県医師会担当役員

2 前項第1号の委員は、特段の事由がなければ、日本産婦人科医会の会員より、福岡県医師会長が選任する。

3 第1項第4号の委員は第1号又は第3号の委員を兼ねることができる。

4 第1項各号の委員は、各関係団体が推薦するものとし、原則として、委員は日本産婦人科医会の会員とする。

(委 員)

第5条 委員は、福岡県医師会長が委嘱する。

2 委員の任期は、本会役員の任期に準じ2ヵ年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでその任務を行うものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員が互選する。
- 3 委員長は委員会を運営する。

### 第3章 指定医師指定、指定医師研修機関指定及び 指定医師研修連携施設登録の申請及び登録

(申請の種類)

第7条 指定医師に関する申請は、次に掲げるものとする。

- (1) 母体保護法指定医師指定申請（様式1の1、1の2）
- (2) 母体保護法設備指定、又はその変更に関わる申請（様式6、7）
- (3) 母体保護法指定医師更新申請（様式9）
- (4) 母体保護法指定医師研修機関指定申請又は指定医師研修連携施設登録申請  
（様式10、11）

2 次に掲げる場合は、前項第1号による申請を行うものとする。但し、現に設備指定されている病院、診療所に於ける指定医師取得申請の場合は、設備指定申請を省くことができる。

- (1) 指定医師が病気、その他やむを得ない理由で、指定を受け得る条件を備えた他の医師を随時に雇い入れ、現に設備指定を受けている自らの施設に於いて、不妊手術又は人工妊娠中絶手術を行わせる場合。
- (2) 指定医師が設備指定を受けている当該病院、診療所をやめて県内の新たな病院、診療所に移動する場合。

但し、指導者の証明を省くことができる。（様式4及び附則様式の1）

(申請の手続)

第8条 指定医師になろうとするものは、所属する医療施設についての母体保護法設備指定申請書とともに、設備指定施設に於ける母体保護法指定医師申請書に福岡県医師会が定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という）の受講証明書（以下「受講証明書」という）と手数料を添え、所属郡市医師会長経由又は直接福岡県医師会長に提出するものとする。

- 2 各郡市医師会長は、前項の申請書等を受理したときは、これを調査し意見書を添えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項における受講証明書がない場合又は前項における調査が不能の場合は、直ちに福岡県医師会に報告するものとする。又、受講証明書の有効期間は受付日より遡って2年以内のものとする。
- 4 母体保護法指定医師指定申請書及びその付属書類等は、別に定める。

第9条 母体保護法指定医師研修機関（以下「指定医師研修機関」という）の指定又は母体保護法指定医師研修連携施設（以下「指定医師研修連携施設」という）の登録を申請するものは、所属郡市医師会長経由又は直接福岡県医師会長宛に指定又は登録の申請を行うものとする。

（再指定）

第10条 指定医師あるいはその施設長は、設備指定を受けた病院、診療所の設備内容に著しい変更が生じたときは、所定の様式に手数料を添えて、所属郡市医師会長を経由又は直接福岡県医師会長に提出するものとする。

2 各郡市医師会長は、前項の申請書を受理したときは、これを調査し意見書を添えるものとする。

3 第1項の申請書及びその付属書類等は別に定める。

（指定医師の更新）

第11条 指定更新は2年毎に行うものとし、継続して指定を受けようとするものは、更新申請時まで母体保護法指定医師研修会を必ず受講することとする。

2 別に定める更新申請書に受講証明書ならびに手数料を添えて申請するものとする。

3 更新申請の際には、「指定書」を添付するものとする。

（申請の処理）

第12条 福岡県医師会長は、第7条による申請を受理したときは申請書類を検討しその他必要ある場合はその事項を調査し、委員会にその適否を諮問するものとする。

第13条 福岡県医師会長は、委員会の答申により、指定医師の所属する医療施設、指定医師、指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録について、理事会の議を経てその適否を決定する。

2 福岡県医師会長は、前項の適否を申請者並びに当該郡市医師会長に通知するものとする。

3 福岡県医師会長は、指定が決定したときには、福岡県医師会に保存する台帳に設備指定を受けた施設、指定医師名、指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設を登録し、申請者に指定書、指定通知書及び登録通知書を交付するものとする。

原則として、指定医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

#### 第4章 指定基準

第14条 母体保護法を遵守し、指定医師として品位を保ち、責任を負い、義務を履行するものであること。

2 技能は、福岡県医師会が指定する研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術及び救急処置法等の手技を習得し、かつ下記要件を具備すること。

(1) 医師免許取得後5年以上経過しており、産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は日本産科婦人科学会専門医の資格を有するもの。

(2) 20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし、その内10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。

なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、所属する主たる勤務施設に関わらず指定医師研修機関又は指定医師研修連携施設で指導医の直接指導下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

(3) 原則として申請時まで母体保護法指定医師研修会を受講していること。但し、緊急を要する場合等、特段の事情がある場合においては福岡県医師会長の了承のもと、福岡県産婦人科医会の協力を得て、別に定める方法によることができる。

3 指定医師が指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、原則として下記の条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、かつ分娩数120例以上を取り扱う施設で、原則として2名以上の母体保護法指定医師の有資格者が存在し、かつ緊急手術に対応できること。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、日本産科婦人科学会専門医の資格を有するものであること。

(3) 医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件を満たす指定医師研修機関と連携することにより実地指導を行うことができる医療機関を指定医師研修連携施設として福岡県医師会に登録することができる。

(4) 指定医師研修連携施設は、1名以上の母体保護法指定医師（原則として主任指導医）を有する機関とする。また、主任指導医は研修医を教育することができる人格及び技能を備えていること及び原則として産婦人科専門医であることを条件とする。

(5) 指定医師研修連携施設が条件を充たさなくなった場合には、速やかに指定医師研修連携施設を辞退するものとする。

(6) 指定医師研修機関は指定医師研修連携施設と医療安全の確保に努めることとする。

4 設備指定を受けうる医療施設は、原則として下記の条件を充たす医療施設とする。

(1) 手術台又は手術に対応しうる内診台を備えること。

(2) 術後、患者を常時観察しうる体制を確保すること。

(3) 麻酔器あるいは蘇生器具、呼吸心拍監視装置を設備し、救急体制を備えること。

(4) 転送電話及び携帯電話等による24時間患者からの連絡に対応すること。

加えて、無床診療所の場合は、後方連携施設を確保すること。

ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を確保すること。

## 第5章 指定医師の遵守事項

(人工妊娠中絶後の届け出)

第15条 指定医師並びに指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

- 1 指定医師は、当月中のゼロ報告を含む人工妊娠中絶手術実施報告票を各自作成し、翌月10日までに、福岡県医師会を経由して、福岡県知事に届け出なければならない。
- 2 複数の指定医師が存在する施設では、責任者が各自の報告票を一括して、翌月10日までに届け出るものとする。

(指定医師の誓約)

第16条 指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

- 1 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- 2 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- 3 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- 4 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
- 5 必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。

(失効)

第17条 指定医師及び設備指定は、指定設備に於ける、すべての指定医師が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の効力を失う。この場合には、施設長は福岡県医師会長に、各郡市医師会長を経由して、この旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき
  - (2) 勤務場所を転退職したとき
  - (3) 他県に転出したとき
  - (4) 本人の申し出により指定を辞退したとき
  - (5) 更新の手続きをしなかったとき
- 2 指定された指定医師研修機関及び登録された指定医師研修連携施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その機関及び施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに福岡県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で指定又は登録は失効する。

(指定医師の取り消し及び処分)

第18条 指定医師の指定更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適合

と認められる場合には指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

- (1) 第 16 条に示す指定医師遵守事項の励行。
- (2) 第 14 条第 1 項及び第 3 項及び第 4 項の指定基準の各項目に関する適否。
- (3) 第 15 条に示す人工妊娠中絶実施後の届け出の不励行、あるいは指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、ただちに上記各号の事実も勘案して、指定医師であることの適否について検討し、指定の取り消し、その他の処分を行うものとする。

第 19 条 福岡県医師会長は、審査あるいは指定の過程において必要と認めるときは、申請者あるいは指定医師の出頭を求めることができる。これに要する費用は申請者あるいは指定医師の負担とする。

## 第 6 章 不服審査委員会

第 20 条 指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、福岡県医師会長は、県医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設け、その審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

第 21 条 不服審査委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 医師である委員 4 名
- (2) 医師でない委員 3 名

2 第 1 項第 2 号の委員中 1 名は、弁護士資格を有する法律家とする。

## 第 7 章 雑 則

(委員会の経費)

第 22 条 委員会の経費は、福岡県医師会より支弁する。委員会委員の費用弁償並びに旅費は、福岡県医師会出張旅費規程による。

(指定書再交付申請)

第 23 条 指定医師は、指定書を破損し、汚し、又は失ったときは、福岡県医師会長に再交付を申請することができる。

(指定書の返納)

第 24 条 指定医師は、指定の効力を失い又はその指定を取消されたときは福岡県医師会長に返納しなければならない。

第 25 条 本規則に関する手数料は、理事会の議を経て決定する。

2 納付された手数料は、理由の如何を問わず返却しない。

3 手数料は、福岡県医師会の収入とする。

第 26 条 この規則を変更しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

第 27 条 指定されたものは、特段の事由がなければ、日本産科婦人科学会並びに日本産婦人科医会に入会することを条件とする。

#### 附 則

1. この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 14 条第 2 項の技能に関しては、昭和 46 年以降の医師免許取得者に適用する。

3. 福岡県医師会は、第 14 条第 3 項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。

4. 指定の申請にあたっては、主任指導医の証明書、又は日本産科婦人科学会専門医認定証の写しに添えて、第 14 条第 2 項第 2 号に基づく、人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、別に定める様式による実施報告書を提出するものとする。

5. 本規則の細部にわたる運用に関しては、別に細則を定める。

6. 本改正規則の効力発効以前の規則により指定を受けている医師及び医療施設は、要件をすでに充足しているものとみなす。

7. 本改正規則については、原則として令和 4 年 4 月 1 日以降の、新規指定並びに更新に際して、これを適用する。

設 定	昭和 4 4 年	2 月	1 日
改 正	昭和 4 6 年	4 月	1 日
改 正	昭和 4 9 年	4 月	1 日
改 正	昭和 5 1 年	4 月	1 日
改 正	昭和 5 5 年	4 月	1 日
改 正	昭和 5 9 年	4 月 2 5 日	
改 正	平成 7 年	9 月 2 1 日	
改 正	平成 8 年	9 月 2 6 日	
改 正	平成 1 1 年	9 月 3 0 日	
改 正	平成 1 6 年	3 月 2 5 日	
改 正	平成 2 0 年	9 月 1 3 日	
改 正	平成 2 6 年	6 月 1 9 日	
改 正	平成 3 0 年	3 月 1 5 日	
改 正	令和 4 年	3 月 1 7 日	